



2017年
8月号

ミャンマーにおける新石油・石油製品法

執筆者: Mark Tudor、湯川 雄介、紺野 博靖、大槻 由昭、勝部 純

はじめに

ミャンマーの議会において 2017 年 8 月 1 日付で新石油・石油製品法(以下「新法」という。)が制定され、直ちに発効した。新法の発効により旧石油法は廃止された¹。

新法の適用範囲

新法は「石油」及び「石油製品」に対して適用され、許認可制度を通じて石油及び石油製品に関する事業活動を規制し、また、かかる事業活動に関する監督官庁について規定している。

新法において、「石油」とは、炭化水素の混合物である石油燃料(原油、コンデンセート及び天然ガスを含む。)と定義されている。また、「石油製品」とは、石油を精製又は混合して製造される製品(ガソリン、ディーゼル燃料、航空燃料、灯油、エンジンオイル、潤滑油、圧縮天然ガス(CNG)、液化天然ガス(LNG)、液化石油ガス(LPG)、石油製品と混合したバイオ燃料、ワックス、ピッチ、及び電力・エネルギー省(MOEE: Ministry of Electricity and Energy)が都度石油製品として指定するものを含む。)と定義されている。

新法は、石油及び石油製品に関する主要な事業活動(石油及び石油製品の輸入、輸出、輸送、貯蔵、保有、精製又は混合、販

¹ ただし、旧石油法の条項に基づいて出された規則、通達、命令、指令及び手続等については、新法に抵触しない限り引き続き適用されるものとされている。

本ニューズレターは法的助言を目的とするものではなく、個別の案件については当該案件の個別の状況に応じ、日本法または現地法弁護士の適切な助言を求めて頂く必要があります。また、本稿に記載の見解は執筆者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

本ニューズレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

西村あさひ法律事務所 広報室 (Tel: 03-6250-6201 E-mail: newsletter@jurists.co.jp)

売、検査及び試験をいう。)について規制している²。

禁止事項

新法において、規制対象事業については、関連する事業許認可を取得しなければ行うことができないとされている。

事業許認可の発行及びその条件に関する規定

新法において、以下の監督官庁に対して石油及び石油製品に関する事業許認可の付与権限が与えられている³。

(i) 商業省:輸出入に関する許認可

商業省(MOC:Ministry of Commerce)は、石油及び石油製品の輸出入に関する事業許認可の付与権限を有する。また、商業省は、石油及び石油製品の特定の国への輸出又は特定の国からの輸入を禁止する権限も有する。

(ii) 電力・エネルギー省:各種の主要な事業活動に関する許認可

電力・エネルギー省は、石油及び石油製品の精製又は混合、輸送(パイプラインによるものを含む。)、販売、検査及び試験について事業許認可の付与権限を有する。

また、新法において、電力・エネルギー省は、石油及び石油製品に含有可能なミネラル質の比率及び量について決定することができることとされており、また、かかるミネラル質について禁止することもできるとされている。

なお、当該石油及び石油製品が危険物に該当せず、500 ガロン以下の量である場合、当該石油及び石油製品の輸送又は貯蔵については、電力・エネルギー省の許認可は不要であるとされている。もっとも、貯蔵に関しては、貯蔵容器は200 ガロンを超えてはならないとされている。

(iii) 運輸・通信省:輸送に関する許認可

運輸・通信省(MOTC:Ministry of Transport and Communications)は、石油及び石油製品を輸送する車両、船舶及びそれらのトレーラーに関する事業許認可の付与権限を有する。石油及び石油製品の輸送のうち、海上輸送に関しては、運輸・通信省は、船舶及びそのトレーラーが使用可能な港を指定しなければならないとされており、また、適切な手続に従ってかかる船舶及びトレーラーを監督しなければならないとされている。

加えて、運輸・通信省は、既存法令に基づき、石油及び石油製品の海上での輸入、輸出、輸送又は販売の際に事故又は漏出が起きた場合、必要な措置を講じる権限を有している。

また、新法においては、当該石油及び石油製品が危険物に該当する場合であっても、6 ガロンまでの量であれば、運輸・通信省の許認可を取得することなく貯蔵、輸入及び輸送することができることとされており、さらに、特定の装置での使用を目的とする場合

² 各事業活動の具体的な定義は新法においてそれぞれ規定されている。

³ なお、電力・エネルギー省は、連邦政府の承認がある場合、石油及び石油製品に関する新法上の条件を免除することができることとされている。

は、20 ガロンまでの量であれば、運輸・通信省の許認可を取得することなく貯蔵、輸入及び輸送することができることされている。

(iv) 資源・環境保護省:貯蔵及び輸送に関する許認可

資源・環境保護省(MONREC:Ministry of Natural Resources and Environmental Conservation)は、石油及び石油製品の貯蔵に関する事業許認可の付与権限を有する。

また、資源・環境保護省は、石油及び石油製品を輸送する車両、船舶及びそれらのトレーラーに関する認可権限も有する。

加えて、資源・環境保護省は、石油及び石油製品によって環境に対する影響が生じる場合、現場監査を行い、必要な措置を講じるものとされている。

以上のとおり、新法において、各省庁に対して各種の事業許認可の付与権限が与えられており、各省庁は、かかる事業許認可の申請期間、申請様式、付与権限、手数料、手続及び条件等につき自ら定めることができる。

環境及び安全面の条件

新法は、以下のとおり各種の環境及び安全面に関する条件を規定している。

- ・ 当該石油及び石油製品が危険物に該当する場合、輸送の際に危険性を示す表示を設置すること
- ・ 石油及び石油製品が、新法の定めに従って、全ての環境影響を考慮した上で輸入、輸送、貯蔵又は販売されること
- ・ 販売者が石油及び石油製品の特定の基準及び品質条件を遵守すること
- ・ 事業許認可を受けた事業者は、その敷地において火災又は爆発が起こった場合又はその可能性がある場合、関係当局に通知すること

終わりに

新法において、石油及び石油製品に関する事業許認可の広汎な権限が各関係省庁に付与されている。

上記のとおり新法は既に発効しているが、新法においてその施行手続の詳細が規定されていないため、新法に基づく事業許認可の申請及び発行は現時点において未だ行われていない状況である。各事業許認可に関する規則及び条件は今後各省庁によって定められる予定であるが、その時期は未定である。かかる規則等が正式に定められるまでは、新法の及ぼす実務的影響は限定的であると考えられる。



マーク チューダー
Mark Tudor

西村あさひ法律事務所 パートナー弁護士 外国法パートナー*
m.tudor@jurists.co.jp

1998年に英国法の弁護士資格を取得し、国際的な法律事務所のロンドン、シンガポールおよび東京オフィスにて勤務。その間に、日本の資源関連企業に出向した経験を有する。当事務所に参画する直前は、シンガポールを拠点とするエネルギーサービス企業の上級法律顧問を務めていた。

Tudor弁護士の専門分野はエネルギーおよび資源であり、世界中の資源関連のプロジェクトへの法的助言の経験を有する。

*外国法共同事業を営むものではありません。



ゆかわ ゆうすけ
湯川 雄介

西村あさひ法律事務所 ヤンゴン事務所 パートナー弁護士 ヤンゴン事務所代表
y.yukawa@jurists.co.jp

1998年慶應義塾大学法学部法律学科卒業、2007年スタンフォード大学ロースクール卒業(LL.M.)。

2013年1月よりミャンマーに駐在し、数多くの日系企業に広くアドバイスを提供してきたほか、法整備支援関連プロジェクトへの関与、ヤンゴン大学での講義の実施、ミャンマー日本商工会議所の活動への参画等の諸活動に基づき、ミャンマーにおいて広いネットワークを有する。



こんの ひろやす
紺野 博靖

西村あさひ法律事務所 弁護士
h.konno@jurists.co.jp

2007年ニューヨーク州弁護士登録。2014年から日本エネルギー経済研究所「エネルギーと法研究会」委員。2012-2015年独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出戦略企画室出向。その間「LNG国際市場可能性調査」「アジアレアアース調査」のリーダーも務める。2010-2012年ブリスベンのクレイトン・ユッツ法律事務所Energy & Resources部門出向。



おおつき よしあき
大槻 由昭

西村あさひ法律事務所 弁護士
y.otsuki@jurists.co.jp

2012年ニューヨーク州弁護士登録。2015年から独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構出向、2012-2014年新日鐵住金株式会社法務部国際法務室出向、2012年香港のウー・クワン・リー・アンド・ロー法律事務所、2011-2012年ロンドンのノートン・ローズ法律事務所、2011年南カリフォルニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2004年東京大学法学部卒業 当事務所入所。近時の著書に「メキシコの石油天然ガス開発プロジェクトの最近の動向について」「経営判断の原則活用の観点からJoint Operating Agreementを考へてみる」、セミナー講師として、モザンビークの政府職員に対する鉱業契約のセミナー、石油鉱業連盟の基礎講座等。



かつべ じゅん
勝部 純

西村あさひ法律事務所 弁護士
j.katsube@jurists.co.jp

2006年 弁護士登録、2013年 南カリフォルニア大学ロースクール卒業(LL.M.)、2014年 ニューヨーク州弁護士登録、2017年 カリフォルニア州弁護士登録。2014-2016年 三井物産株式会社法務部アジア・大洋州室 出向。その間、豪州、インドネシア、マレーシア等のアジア・大洋州各国における様々な資源・エネルギープロジェクトを手掛ける。近時はLNG開発プロジェクト、鉱業プロジェクト、FPSOプロジェクト等への法的アドバイス等に従事。近時の論文に「LNG市場の流動性の高まりとLNG売買契約への影響その他法的留意点」等。

当事務所の資源/エネルギープラクティスチームは、石油、天然ガス、石炭、銅、金属鉱物等の資源の探鉱、開発および生産の上流、LNG、原油、石炭、銅精鉱等の調達等の中流、ならびに発電事業(火力・再生可能エネルギーを含む)、電力ガスの小売等の下流まで、関連する契約・法律問題についてワンストップでリーガルサービスを提供しています。